

「介護者の高齢化や急な入院・傷病等の緊急時に自宅で介護ができない場合等の緊急時の短期入所の受け入れについて」

緊急時に短期入所の利用が困難なケースがあるため、より適切な障害者安心緊急支援事業（緊急ショート）のあり方や緊急時の短期入所の受け入れ体制の確保・利用調整についての方策が検討できないか。



## ※地域自立支援協議会の意見

事務局で課題の確認と今後の方向性について検討すること

### ●検討経過報告（令和6年度第2回協議会）

市独自の「障害者安心緊急支援事業（緊急ショート）」の見直し

- ・ 現行の障害福祉サービスが利用できない方だけでなく、障害支援区分のある障害者も対象者に含めてはどうか

#### 【対象者の見直しに伴う課題】

- ・ 障害福祉サービス（介護給付）を利用した「短期入所」と「障害者安心緊急支援事業（緊急ショート）」のすみわけ
- ・ 受け入れ施設
- ・ 緊急時の定義・利用期間等利用に関する要件
- ・ 事前登録の必要性 など

#### 【今後の方向性】

- ・ 地域生活支援拠点の機能の1つである、「緊急時の受入れ・対応」の機能としてのあり方と併せて検討予定

### ●検討経過報告（令和7年度第1回協議会）

#### 【要綱見直し】

- ・ 令和7年4月1日に要綱の見直しを実施
- ・ 見直し内容: 利用対象者の変更(区分所持者も利用可能)  
用語の定義の追加

## ●新体制案提示・了承（令和7年度第2回協議会）

### 【新体制】R8.4.1～施行

#### (1)緊急時の宿泊の受け入れ施設…事前登録制

対象施設：宿泊型自立訓練事業所、短期入所施設、グループホーム

①受け入れ可能な施設が市に登録の届け出をする。

②市は届け出があった事業所をリスト化する。

③市に緊急時短期入所の希望があった時は、事前に届け出のあった事業所の中から利用者の特性に応じた施設を選定し、利用につなげる。

※③の施設の選定については今後の協議により変更することあり。

#### (2)利用対象者

下記フロー図参照。

#### 利用対象者の判断フロー

